

HPアドレス ●http://www.city.nishitokyo.lg.jp/

携帯電話 ●http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/

Lモード ●Lメニューリストから検索できます。

発行 ●西東京市

編集 ●企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ

# 平成20年度 市民税・都民税 ここが変わります。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が市民税・都民税に適用になります。～対象となる方は毎年申告が必要です～

税源移譲により、所得税と市民税・都民税の税率が変更され、所得税額が減額となり、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった場合は、申告により、翌年度の市民税・都民税(所得割)から控除できます。別表(表3)

## 対象者

平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した方で次の(1)または(2)に該当する方

- (1) 税源移譲により所得税額が減額した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額よりも大きくなり、控除しきれなくなった方
- (2) 住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

## 対象年度

平成20年度分から平成28年度分までの市民税・都民税

## 申告期限

毎年3月15日(土曜・日曜日の場合は翌月曜日)まで

平成20年は3月17日(月)までに申告してください。期限を過ぎますと、控除の適用が受けられない場合があります。

## 申告書の「配布場所」

申告書は、所得税の確定申告をしない方用と確定申告をする方用の2種類あり、別表(表1)の窓口で配布します。

平成11年から平成18年までの間に入居された方で、平成18年分所得税での住宅ローン控除を受けている方には、1月15日(火)に住宅ローン控除についての通知をお送りします。転入日等の理由により、送付できない場合があります。2月上旬になっても届かない場合は、配布窓口にお越しください。

## 提出場所

ア) 所得税の確定申告をしない方...源泉徴収票(原本)を添付して1月1日現在お住まいの市区町村へ提出 別表(表2)

イ) 所得税の確定申告をする方...所得税の確定申告書とともに税務署へ(表提出) 申告書配布場所 (表2) 西東京市の受付窓口

ところ	日程	ところ	日程
田無庁舎4階市民税課	2月15日(金)まで	田無庁舎4階市民税課	2月15日(金)まで
田無庁舎2階展示コーナー	2月18日(月)～3月17日(月)	田無庁舎2階展示コーナー	2月18日(月)～3月17日(月)
保谷庁舎1階市民課総合窓口係	1月31日(木)まで	保谷庁舎防災センター6階	3月3日(月)～3月17日(月)
保谷庁舎1階市民課臨時窓口	2月1日(金)～2月29日(金)	谷戸・柳橋・中原の各出張所	3月17日(月)まで
保谷庁舎防災センター6階	3月3日(月)～3月17日(月)	東村山税務署	3月17日(月)まで

## (表3) 住宅ローン控除モデルケース

夫婦 + 子供2人 給与収入700万円  
(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合

申告しないと...	税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額	申告すれば...
	所得税	263,000円	263,000円	0円	
	市・都民税	196,000円	0円	196,000円	
	合計	459,000円	263,000円	196,000円	

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額	税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500円	165,500円	0円	所得税	165,500円	165,500円	0円
市・都民税	293,500円	0円	293,500円	市・都民税	293,500円	97,500円	196,000円
合計	459,000円	165,500円	293,500円	合計	459,000円	263,000円	196,000円

### 控除額が減少し、負担額が増加する。

夫婦 + 子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。住宅ローン控除は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除が減少しないよう、市民税・都民税(所得割)から控除します。

## 住宅ローン控除Q&A

### Q1. 住宅ローン控除額の金額はどうやって決まりますか?

A 市民税・都民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

### Q2. 平成19年1月1日以降に入居した場合は、「市民税・都民税の住宅ローン控除」の対象になりますか?

A 対象にはなりません。所得税において新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。詳しくは東村山税務署へお問い合わせください。

## 地震保険料控除が新設されました

地震保険料の支払い金額の2分の1(最高25,000円)に相当する金額を控除する制度が新設されました。

これに伴い、従来の損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づく保険料(保険期間10年以上、満期返戻金あり)については、従前の損害保険料控除を適用します。

## 税源移譲に伴う年度間の所得変動に係る経過措置 ～対象となる方は申告が必要です～

税源移譲により、多くの方は所得税が減額になり、市民税・都民税が増額となります。(所得税と市民税・都民税を合わせると、基本的に税源移譲前後で税負担は変わりません。)

しかし、例えば、退職などの理由により、平成18年中の所得はあったが、平成19年中の所得はなくなった方などについては、平成19年分の所得税が発生しないため、平成19年度において市民税・都民税の増額のみが生じることになります。このような状況になる方に対し、平成20年度において、申告により、平成19年度分の市民税・都民税額を減額する措置(所得変動に係る経過措置)が特例的に講じられます。

平成20年度の課税状況がわからない場合、経過措置に該当するか否か確認できません。平成19年中の所得がなかった方も、必ず市民税・都民税の申告をしてください。申告がない場合、経過措置の対象にはなりませんので、ご注意ください。(市民税・都民税の申告については、2面をご覧ください。)

申告期間 7月1日(火)～7月31日(木)まで

申告方法等の詳細は決り次第、市報・HP等でお知らせします。

## 65歳以上の方に適用される 非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

平成17年1月1日現在65歳以上の方(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方に対する経過措置が終了しました。